

名前【 】

明石市コロナ差別禁止条例

県内初、4月施行目指す

明石市は12日、新型コロナウイルスの感染者と家族らへの差別禁止、クラスター（感染者集団）が発生した福祉施設への人的支援などを定めた条例を制定する方針を発表した。市によると、コロナに関する条例制定は兵庫県内では初めて。3月市議会に提案し、4月からの施行を目指す。

（小西隆久）

条例は、コロナ禍で市やの自宅待機などで事業継続事業者が果たすべき責務をが難しい場合に市職員ら而定め、市民やコロナ患者、派遣したり、同業者に協力事業者らに対する差別禁止を要請したりする。市によると市の支援を柱とする。

福祉施設への具体的な支援策として、感染者が出た施設で保健師が対策を指導や義務はないが、市が差別を助言するほか、施設職員を受けた人や家族から相談

を受け、行為者を調査・指導し、必要な支援や措置を講ずると明記する。

会員制交流サイト（SNS）上の誹謗中傷などには市職員の弁護士らと対応し、運営する事業者への削除要請や損害賠償請求の手続き支援などを視野に入れる。

泉房穂市長は「コロナ患者らへの差別禁止や市民、福祉施設などへの支援は行政の責務。差別に対しては毅然と対応するとのメッセージにもしたい」と述べた。

① 条例に明記する差別禁止の内容を書き込みましょう。

差別禁止については罰則や義務はないが、市が差別を受けた人や家族から相談を受け、

と明記する。

会員制交流サイト（SNS）上の誹謗中傷などには市職員の弁護士らと対応し、

などを視野に入れる。

② 感想を書きましよう。
